

農産物検査の見直しについて (国内産米麦)

令和7年3月

農林水産省
農産局穀物課

国内産農産物（米穀等）

1 農産物検査について

- 農産物検査は農産物検査法に基づき、民間の登録検査機関が実施する米・麦・大豆等に関する検査で、農業者等が任意で、農産物の種類・銘柄・品位等の検査を受けることができる。

○ 農産物検査の目的 ※農産物検査法より抜粋

農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与する。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、銘柄(産地品種銘柄等)、品位、量目、荷造り、包装
- ②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)及びでん粉(小麦)

【品位規格の例】

水稻うるち玄米(一)

| 項目 等級 | 最低限度 | | 最高限度 | | | | | |
|----------|-----------|-------------|----------------|---------------------|-----------|------------|-------------|-----------|
| | 整粒 (%) | 形質 (未熟粒) | 水分 (%) ※ | 被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物 | | | | |
| | | | | 計 (%) | 死米 (%) | 着色粒 (%) | 異種穀粒 (%) | 異物 (%) |
| 1等 | 70 | 1等標準品 | 15.0 | 15 | 7 | 0.1 | 0.4 | 0.2 |
| 2等 | 60 | 2等標準品 | 15.0 | 20 | 10 | 0.3 | 0.8 | 0.4 |
| 3等 | 45 | 3等標準品 | 15.0 | 30 | 20 | 0.7 | 1.7 | 0.6 |

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの
 ※1 水分:各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。
 ※2 異物:玄米には異物として土砂(これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況 (R4年産)

(単位:千トン)

| | 米 | 麦 | 大豆 | そば |
|----------|-------|-------|-----|-----|
| 生産量(a) | 6,701 | 1,227 | 243 | 40 |
| 検査数量(b) | 4,803 | 1,291 | 223 | 37 |
| 受検率(b/a) | 72% | 105% | 92% | 92% |

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
- 2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))
- 3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。

○ 検査体制 (R4)

| | |
|--------|-----------|
| 登録検査機関 | 1,739 機関 |
| 農産物検査員 | 19,509 人 |
| 検査場所数 | 14,229 ケ所 |

(注) 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。

○ 米穀の系統別検査数量(R4年産)

| | | |
|-------|----------|-------|
| JA系 | 3,510千トン | 73.1% |
| 全集連系 | 369千トン | 7.7% |
| 卸・小売 | 467千トン | 9.7% |
| 農業法人等 | 352千トン | 7.3% |
| 分析機関 | 105千トン | 2.2% |
| 合計 | 4,803千トン | 100% |

(注) ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない。

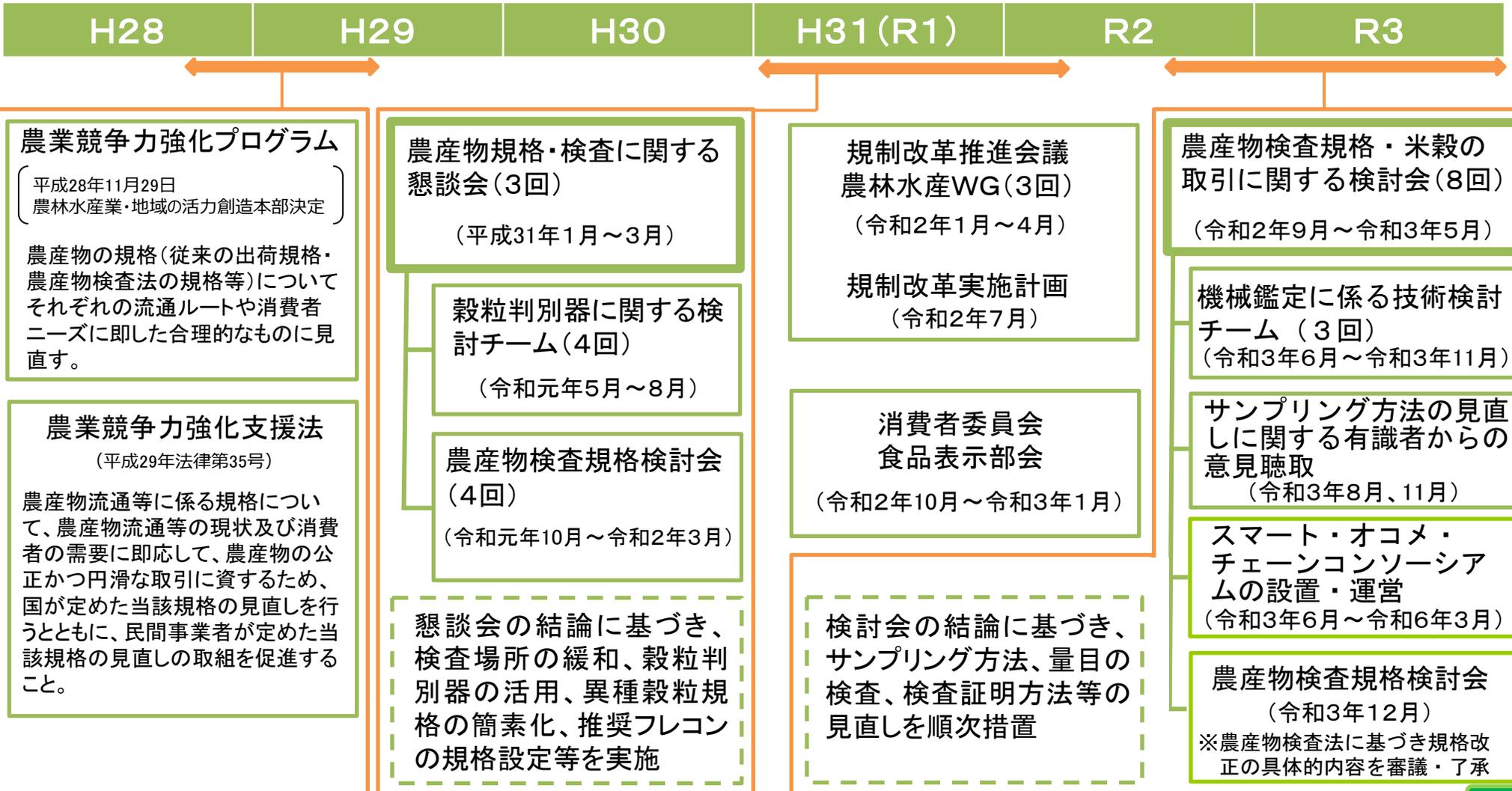
水稻うるち玄米(二) ※機械鑑定を前提とした規格(令和4年産米の検査より開始)

| 項目 | 容積重 | 白未熟粒 | 水分 | 死米 | 胴割粒 | 砕粒 | 着色粒 | 異種穀粒 | 異物 |
|-----|--------|--------|------------|--------|--------|--------|------------|---------------------|---------------------|
| 表示例 | 815g/l | 15% | 14.7% | 5% | 8% | 2% | 0.3% | 基準値以下 又は 基準値超 | 基準値以下 又は 基準値超 |
| 備考 | 整数値で表示 | 整数値で表示 | 小数点以下1位で表示 | 整数値で表示 | 整数値で表示 | 整数値で表示 | 小数点以下1位で表示 | 目視判定 | 目視判定 |

※ 異種穀粒及び異物の基準値は、異種穀粒0.4%、異物0.2%。

2 農産物検査の見直しに関する検討経緯

- 農産物規格・検査については、「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）、「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）を踏まえ、農産物流通等の現状や消費者ニーズの変化に即した合理的なものとなるよう検討・見直しを実施。



【農産物規格・検査に関する懇談会中間論点整理を踏まえた見直し】

【検査場所の緩和】

〔令和元年7月省令改正〕

検査場所に係る手続を簡素化し、農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう改善。

- ◆ 大規模農業者等における検査場所への農産物の運搬等に関する経費の大幅な削減
- ◆ 約1千～6千円／トンの削減

【検査試料抽出の効率化】

〔令和元年7月告示改正〕

オートサンプラーにより、1万分の1の試料を抽出できる場合は、その試料で検査を可能とした。

- ◆ 事前に試料採取ができることから、検査員等の手間が削減でき、検査業務の円滑化・迅速化
- ◆ 紙袋から試料を採取する時間と比べて約4割短縮

【検査事務の効率化】

〔令和元年7月省令・告示改正〕

登録検査機関からの検査結果の報告について、報告回数や内容を簡素化。

- ◆ 検査繁忙期の事務負担軽減により、円滑な検査実施に寄与
- ◆ 米穀の報告回数を半減
(18回→9回)
- ◆ 報告期限の緩和
(報告期限3日→10日)

【穀粒判別器の活用】

〔令和元年11月告示改正〕

農産物検査の高度化を進めるため、一部項目は目視に代えて穀粒判別器による鑑定も可能とするよう見直し。

- ◆ 検査員による検査のバラツキを低減
- ◆ 品位（等級）とは別に測定データによる情報提供が可能

【異種穀粒規格の簡素化】

〔令和2年3月告示改正〕

籾摺り機や色彩選別機の性能向上等により、麦の混入が大幅に減少したことから、水稻うるち玄米の異種穀粒の区分（もみ・麦・その他）を統合。

- ◆ 水稻うるち玄米の規格を見直し
- ◆ 今後とも、時代の変化を踏まえ、規格を見直す

【推奨フレコンの規格設定】

〔令和2年6月告示改正〕

ドライバーが不足する中、フレコン化を推進し、玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格を設定

- ◆ フレコンは紙袋に比べて積み下ろし時間が、1/2から1/3に短縮
- ◆ フレコン化により、紙袋に比べて包装の経費や荷造りの削減

3 農産物検査の見直し（概要）②（令和3年～）

- 農産物検査が農産物流通の現状や消費者ニーズに即したものとなるよう、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」で議論を重ね、令和3年5月に「とりまとめ」を公表。
- 「とりまとめ」を踏まえ、同年7月にサンプリング方法の見直しを措置したことをはじめ、その他の見直し項目についても実務的・技術的な作業を順次進め、令和4年2月に機械鑑定を前提とした農産物検査規格等を策定した。現在、生産者及び登録検査機関等への周知を鋭意推進している。

検討会の結論と対応状況

1 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定（令和4年産米から適用）

措置済

現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定することを決定。

今後は、実務家による機械鑑定に係る技術検討チームを速やかに設置し、技術的事項を整理した上で、機械鑑定用の検査規格を設定・公表（令和4年産米の検査から適用）。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

2 サンプリング方法の見直し（令和3年産米から適用）

措置済

検査コスト低減に向け、サンプリング方法の簡素化を決定。

今後は、標準抽出方法を見直し、令和3年産米の検査から適用。

→ 令和3年7月に標準抽出方法（告示）を改正

3 スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定（令和5年産米から適用）

措置済

コメのスマートフードチェーンの構築と、これを活用したJAS規格を民間主導により策定することを決定。

今後は、生産者・実需者・企業等が参加するコンソーシアムを設置し、海外調査、JAS規格原案の策定等を経て、令和5年産米からの実現を目指す。

→ 令和6年3月にコメのスマートフードチェーンのシステム構築、「フードチェーン情報公表農産物JAS」に係る米の規格を制定。

4 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止（令和3年産米から適用）

措置済

現在の農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明とすることを決定。

今後は、令和3年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続きを進める。

→ 令和3年7月に農産物検査法施行規則（省令）を改正して「皆掛重量」の証明を廃止

5 銘柄の検査方法等の見直し (令和4年産米から適用)

措置済

銘柄の検査について、現在の目視による鑑定から書類による審査に見直す。

また、現在、都道府県毎に検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるよう見直す。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

6 荷造り・包装規格の見直しについて (令和4年産米から適用)

措置済

荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない新素材の包装容器が活用できるよう、新規格を制定する。

また、新規格は、原則として引裂強さ、引張強さ、伸び、落下試験、防滑性試験について規格項目とし、その具体的な内容・数値を検証した上で、令和3年中に農産物検査規格を改正する。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

その他措置済の事項

7 AI画像解析等による次世代穀粒 判別器の開発【令和3年度予算措置済】

措置済

令和3年度予算で「AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発」を措置。

「穀粒判別器から取得される米の画像・検査データの農業データ連携基盤（WAGRI）等への蓄積」「ビッグデータと連動する次世代穀粒判別器の開発」「AI画像診断によるデータに基づく取引を提案するプログラムの実装」などの研究を推進（令和7年度まで）。

→ 令和3年度より研究開発を開始

8 農産物検査を要件とする補助金・ 食品表示制度の見直し【令和2年度措置済】

措置済

ゲタ・ナラシ対策等の補助金について、農産物検査に代わる手法により、補助金の助成対象数量を確認したのもも支援対象となるよう制度を改正。

また、食品表示制度についても、農産物検査を受けなくても、根拠資料の保管を要件とすることにより、産地・品種・産年の表示を可能するよう制度を改正（消費者庁において措置）。

→ 補助金の交付要綱、食品表示基準を改正して令和3年度より適用

行程

見直し概要

包装検査

規程の素材か、検査の荷役に耐えられるかを確認

- 素材を限定しない**新規格を制定**
- 流通合理化につながる**フレコンの推奨規格**を制定

量目（重さ）検査

正味重量や皆掛重量を計量・証明

- 農産物検査証明における**皆掛（みなかけ）重量の記載を廃止**
- 「**余マスの手引き**」を作成

品位検査

一定のサンプルを採取して被害粒の混入程度等を目視で確認し、1等・2等といった等級を格付

- 国際的な考え方に基づき**サンプリング方法を簡素化**
- 現行の規格とは別に**機械鑑定を前提とした規格を制定**。等級格付ではなく、機械の測定値を検査証明に記載

銘柄検査

都道府県毎に指定された産地品種銘柄であるかどうかを目視で鑑定

- 現在の**目視鑑定から書類審査に見直し**
- 都道府県毎に指定する「産地品種銘柄」に加え、**全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定**

検査証明発行

包装に印刷されている検査証明欄に等級印等を押印したり、紙で証明書を発行します

- 一定条件の下、**あらかじめ等級等を包装等に記載可能**。
- 等級など検査情報等を、**QRコードなどの照会コードにより表示可能**
- 検査証明書をメール等の電子媒体で送付することが可能

検査以外の見直し

- **農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度を見直し**
- データ駆動型の米流通を実現させる「**スマート・オコメ・チェーン**」の検討を開始

4 機械鑑定を前提とした農産物検査（検査規格の策定）

- 水稻うるち玄米の農産物検査規格について、これまでの規格とは別に、機械鑑定を最大限活用する「機械鑑定を前提とした規格」を追加した。（令和4年産米から適用（農産物規格規程令和4年2月28日改正））
- 令和6年産から目視による検査結果と機械鑑定による測定結果による検査証明を1葉にできる改正を実施。

（農産物検査規格）

【目視による等級検査】

| 項目 等級 | 最低限度 | | 最高限度 | | | | | |
|----------|--------|----------|--------|---------------------|--------|---------|----------|--------|
| | 整粒 (%) | 形質 (未熟粒) | 水分 (%) | 被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物 | | | | |
| | | | | 計 (%) | 死米 (%) | 着色粒 (%) | 異種穀粒 (%) | 異物 (%) |
| 1等 | 70 | 1等標準品 | 15.0 | 15 | 7 | 0.1 | 0.4 | 0.2 |
| 2等 | 60 | 2等標準品 | 15.0 | 20 | 10 | 0.3 | 0.8 | 0.4 |
| 3等 | 45 | 3等標準品 | 15.0 | 30 | 20 | 0.7 | 1.7 | 0.6 |

検査証明書

| | |
|---------------|--|
| 令和3年産 | 水稻うるち玄米 |
| 銘柄：○○県産 ○○ヒカリ | |
| 正味重量規格 30.0kg | 等級及び品位の測定結果  |

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関

令和3年10月10日

（農産物検査規格）

【機械鑑定による規格】

| 項目 | 容積重 | 白未熟粒 | 水分 | 死米 | 胴割粒 | 砕粒 | 着色粒 | 異種穀粒 | 異物 |
|------|---------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------------|
| 表示例 | 815 g/l | 15 % | 14.7 % | 5 % | 8 % | 2 % | 0.3 % | 基準値以下又は基準値超 | 基準値以下又は基準値超 |
| 計測方法 | 電気式穀粒計 | 穀粒判別器 | 電気式穀粒計 | 穀粒判別器 | 穀粒判別器 | 穀粒判別器 | 穀粒判別器 | 目視判定 | 目視判定 |

※ 異種穀粒及び異物の基準値は、異種穀粒0.4%、異物0.2%とする。

第2-1号

検査証明書

検査請求者
住所 東京都千代田区豊が岡1-2-1
名称 農業生産法人 ○○

| 種類 | 生産年度 | 銘柄 | 包装の種類 | 等級及び品位の測定結果 | 数量 | 備考 |
|---------|-------|------------|-------|-------------|---------|----|
| 水稻うるち玄米 | 令和4年産 | ○○県産 ○○ヒカリ | 推フレ | (口) | 1.080kg | |

| 容積重 | 白未熟粒 | 水分 | 死米 | 胴割粒 | 砕粒 | 着色粒 | 異種穀粒 | 異物 |
|--------|------|-------|----|-----|----|------|-------|-------|
| 815g/L | 15% | 14.7% | 5% | 8% | 2% | 0.1% | 基準値以下 | 基準値以下 |

上記事項を証明する。

令和4年12月1日
何 登録検査機関

4 機械鑑定を前提とした農産物検査（穀粒判別器①）

- 機械鑑定に使用する穀粒判別器、電気式穀粒計及び水分計の仕様確認については、農産物検査に関する基本要領に基づき、検査機器の製作・販売を行う機器メーカーから分析データとともに仕様確認申請され、当該機器が農産物検査に使用することが可能であるか内容の確認を行った。
- 今回、上記方法で確認した結果、穀粒判別器 6 機種（3 メーカー）及び電気式穀粒計（容積重） 8 機種（4 メーカー）については、いずれの機種も上記基準値以内であることが確認されたことから、農林水産省ホームページに機種名を公表。

水稻うるち玄米の機械鑑定において使用することのできる機器

穀粒判別器

ケツト科学研究所



・機種名：
「RN-700」

サタケ



・機種名：
「RGQI100A」、
「RGQI100A_MODIFIED」、
「RGQI90A」、
「RGQI100B」

静岡製機



・機種名：
「ES-5」、
「ES-5R」

電気式穀粒計（容積重）兼 電気水分計

エヌエスピー



・機種名：
インフラマティック9500、
アクアマティック5200

ケツト科学研究所



・機種名：
PM-640-2、
PM-670-2

サタケ



・機種名：
RTQI1000A

フォス・ジャパン



・機種名：
インフラテック、
インフラテック NOVA、
DICKEY-john GAC2500-C

4 機械鑑定を前提とした農産物検査（穀粒判別器②）

- 穀粒判別器の精度確認の方法については、各メーカーの機種において、白未熟粒、死米、胴割粒及び碎米の測定した結果を用いて算出した、標準誤差の2乗及び標準偏差の2乗の和の平方根（以下「合成された標準偏差」という。）の2倍が5以内であること、また、着色粒については、算出した合成する標準偏差がの2倍が0.5以内であることを確認している。
- なお、上記の要件で仕様確認された穀粒判別器6機種（3メーカー）の機械鑑定に使用することができる機器が、令和5年産米検査において等級決定に苦慮したことから、穀粒判別器等の測定結果を等級決定の参考にするために購入が増加している。

<仕様確認時の合成された標準偏差の平均値>

| | 白未熟粒 (合成された標準偏差の2倍が5以内) | | | | 死米 (合成された標準偏差の2倍が5以内) | | | | 着色粒 (合成された標準偏差の2倍が0.5以内) | | | 胴割粒 (合成された標準偏差の2倍が5以内) | | | | 碎粒 (合成された標準偏差の2倍が5以内) | | | |
|---------------------|----------------------------|-------|-------|-------|--------------------------|-------|-------|-------|-----------------------------|-------|-------|---------------------------|-------|-------|-------|--------------------------|-------|-------|-------|
| | 1粒 | 5粒 | 10粒 | 60粒 | 1粒 | 5粒 | 10粒 | 70粒 | 1粒 | 5粒 | 10粒 | 1粒 | 5粒 | 10粒 | 50粒 | 1粒 | 5粒 | 10粒 | 80粒 |
| 仕様確認済 機種の平均 値 | 0.329 | 0.439 | 0.671 | 1.992 | 0.120 | 0.471 | 0.596 | 2.773 | 0.050 | 0.169 | 0.318 | 0.358 | 0.666 | 0.794 | 2.051 | 0.219 | 0.573 | 0.622 | 2.558 |

<穀粒判別器の販売状況>

| | 穀粒判別器販売台数 | | | |
|--------|-----------|----------|----------|---------------|
| | | 内訳 | | |
| | | 生産者・J A等 | 卸・精米事業者等 | その他 試験・確認用 |
| 令和5年4月 | 810 | 443 | 234 | 133 |
| 令和7年2月 | 1,874 | 1,094 | 545 | 235 |

(参考) 穀粒判別器等の計測値を利用した入札及び要件等

<政府備蓄米の入札仕様>

| 水分 | 被害粒計 | 白未熟粒 | 異種穀粒及び異物 | 石及び土砂 | その他 |
|------------------------------------|--|---|--------------------------------|--|---|
| ○電気水分計で測定した水分の含有率が 15.0 パーセント以下 | ○穀粒判別器で測定した被害粒計(死米(青死米及び白死米)、着色粒、胴割粒及び碎粒の合計)の混入割合(重量比)が 4.0 パーセント以下 | ○穀粒判別器で測定した白未熟粒(死米を除いた成熟していない粒であって、乳白粒、心白粒、基部未熟粒、腹白未熟粒及び背白粒の合計)の混入割合(重量比)が 7.0 パーセント以下 | ○異種穀粒及び異物の合計の混入割合が 1パーセント以下 | ○石及び土砂、ガラス片並びに金属片及びプラスチック片が 混入していない米穀 | ○油煙、米穀の臭い以外の臭い及び稲こうじ病菌、イネ墨黒穂病菌等の損傷を受けていることが 確認されたものでない |

<ナラシ対策の補填対象>

| 水分 | 死米及び碎米 |
|------------------------------------|--|
| ○電気水分計で測定した水分の含有率が 16.0 パーセント以下 | ○穀粒判別器で測定した死米の測定値 20パーセント以下 かつ死米と碎米の測定値の合計が 30パーセント以下 |

(穀粒判別器で判定する被害粒等)



死米



着色粒



胴割粒



碎粒



白未熟粒

(参考) 農産物検査証明の方法等の見直し①

- 包装容器又は票せんに表示する検査証明及び交付する検査証明書に表示する検査証明について、照会コード（QRコード、バーコード、RFID等）を付すことにより、電子化した特定の事項の表示・記載を省略できることとする。

見直しの内容

包装又は票せん

検査証明書

| | | |
|------------|----------------------------------|---------------------|
| 何年産 | 種類 | 荷造り・包装及び左記の事項を証明する。 |
| 銘柄 | | |
| 正味重量規格 何kg | 等級又は品位の測定結果 等級証印のほか、文字による表記も可 | 何登録検査機関及び 検査年月日 |

照会コード



識別NO.0-00000

照会コードを付すことにより、省略可能

※ 従来の様式も使用可

検査証明書

第 号 検査証明書

検査請求者
住 所
氏名又は名称

1 検査年月日
令和 年 月 日

2 検査成績

| 種 類 | 生産年度 | 銘 柄 | 包装の種類 | 等級又は品位の測定結果 | 数 量 | 備 考 |
|-----|------|-----|-------|-------------|-----|-----|
| | | | | | | |

機械鑑定の場合は、当欄に項目毎の測定値を記載

上記の事項を証明する。 令和 年 月 日
何 登録検査機関

照会コード



検査証明書番号及び登録検査機関名を除き省略可能

検査員の氏名の記載及び認印の押印は廃止
※従前のおり氏名の記載及び押印することも可能

※ 従来の様式も使用可

※ 照会コードはQRコードのほか、バーコード、RFID等も可

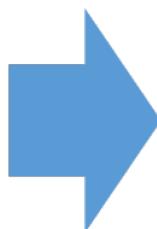
(参考) 農産物検査証明の方法等の見直し②

- 令和3年7月に農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）を改正し、農産物検査証明の方法等を見直した。

1 包装された農産物における等級証印の押印等の方法の見直し

現状と課題

- 紙袋等に袋詰めして出荷される農産物の検査については、袋詰めされた個々の農産物から穀刺し等により検査用試料を抽出して、品位等の検査を実施した後、当該袋の検査証明欄に等級印を押印している。
このため、現在は袋詰めされた個々の検査証明欄に検査員が押印しやすくするよう、受検する農産物を検査場所に並べ替えたり、検査の後にまた積み直している状況。



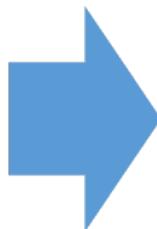
見直しの内容

- 登録検査機関において、
 - ①採取した検査用試料がどの袋詰めされた農産物に対応するのかが特定でき、かつ、
 - ②当該試料の検査結果(等級)と対応する袋詰めされた農産物に記載された検査結果(等級)の同一性が担保されることを条件に、あらかじめ登録検査機関が業務規程で定めるところにより、あらかじめ等級等を包装等に記載可能とする。

2 検査証明の表示方法の見直し

現状と課題

- デジタル技術が進歩する中、検査情報についても電子化して表示していくこととした場合、現在の袋への押印等により検査証明を行う仕組みでは対応できず、柔軟性に欠ける状況。



見直しの内容

- 等級など検査情報等を、QRコードなどの照会コードにより表示することを可能とする。

※ 上記の内容は機械鑑定を前提とした規格にも適用

(参考) 機械鑑定に関する米穀卸売事業者へのアンケート結果

- 「機械鑑定を前提とした規格」の活用について、米穀卸売業者で構成する全国米穀販売事業共済協同組合が会員にアンケート調査を実施（令和6年11月）。
- 卸売業者の8割が「機械鑑定を前提とした検査証明」に関心があると回答。
- 機械鑑定を前提とした検査証明についてのコメントとしては、「消費者ニーズがあるとは思えない」、「測定結果にバラツキがある（メーカー間を含め）」「機械鑑定はあくまで予備的なものであって欲しい」とする意見がある。
- 一方、「等級間格差がある為、等級併記は必要」、「産地品種によっては不平等が生じる可能性があり、産地品種の実情に応じた数値を出すべき」。公平な、検査格付けになるので、ある意味信頼して仕入れができる」といったものもあった。

<アンケート内容> 機械鑑定を前提とした農産物検査について

| (問) 機械鑑定を前提とした検査証明のある米穀に関心があるか | 回答数 | 前回 |
|--------------------------------|-----|----|
| (a) 関心がある | 53 | 52 |
| (b) 関心がない | 9 | 14 |
| <関心がない理由> | | |
| ● コスト部分 | | |
| ● 関心はあるが、ブレなどを含めた精度が心配 | | |
| ● 判別器の信頼度が低い | | |
| ● 現状で良い | | |
| ● 規格がわかりにくい・目視検査との整合性が確認できない | | |
| ● 納入先から要望がない | | |
| ● 等級の規格が無い | | |
| ● 取扱量が少ない | | |

| (問) 穀粒判別器等による機械鑑定を前提とした検査証明の普及に向けての取組み | 回答数 | 前回 |
|---|-----|----|
| (1) 現状の機械鑑定を前提とした「数値」による検査証明のままでかまわない | 18 | 18 |
| (2) 機械鑑定を前提とした「数値」と、従来の「等級」の併記 | 25 | 21 |
| (3) 現行の1～3等の判定を機械判定によって行う（ただし、技術的な課題を克服することが必要） | 21 | 23 |
| (4) 機械鑑定を前提とした「数値」と従来の等級との関係については、国が公表する測定実績（等級格付けされた玄米の機械鑑定による測定結果）等の蓄積があればよい。 | 6 | - |
| (5) 穀粒判別器の測定値を用いた新たな取組等（例：測定値から精米歩留まりを予測） | 12 | - |

(参考) 令和5年産水稻うるち玄米(等級検査済)の機械鑑定による測定結果

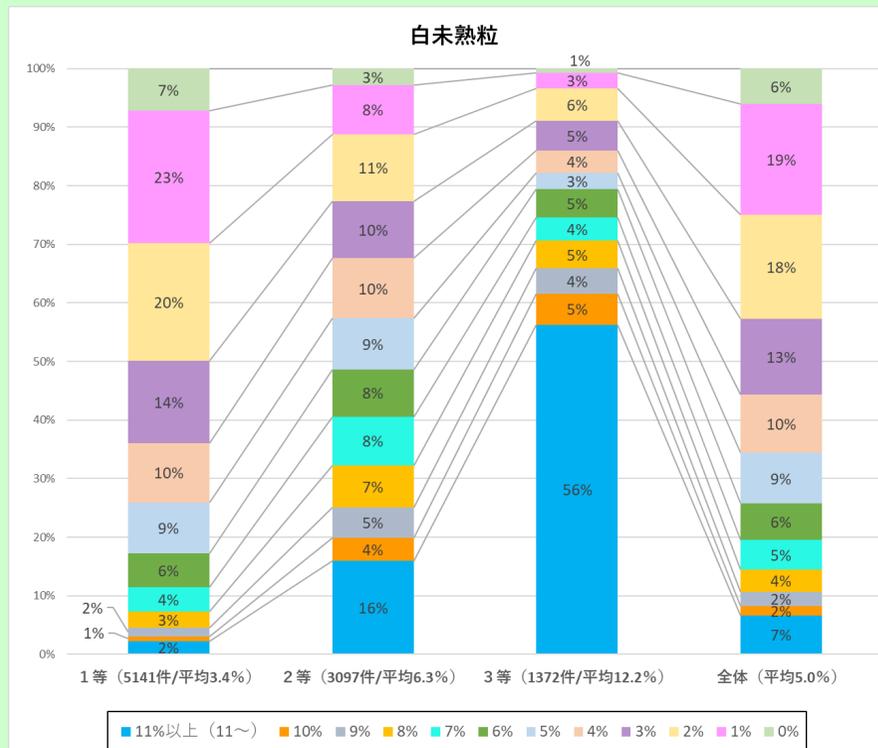
- 農産物検査規格において、水稻うるち玄米の機械鑑定を前提として規格の導入（令和4年2月）に伴い、機械測定の数値と等級との関係について、着色粒のように等級規格の項目になく、機械鑑定による農産物検査項目（容積重、白未熟粒、胴割粒及び砕粒）について、測定値の平均値を等級別に公表している。
- 測定は、米穀の主要産地44道府県の登録検査機関から提供された各道県主要銘柄3～5点程度（目視検査により1～3等に格付けされた）の試料9,610点の水稻うるち玄米を使用。
- 令和5年産1等比率は60.9%と前年産78.6%より▲17.7%減少し、穀粒判別器等の測定結果も全体で容積重831→827 g/L、白未熟粒1.9→5.0%、胴割粒2.9→3.7%、砕粒0.4→0.6%と品位の低下を示している。

測定結果の平均値及び標準偏差

| 等級 (サンプル数) | 1等 (5141) | 2等 (3097) | 3等 (1372) | 全体 |
|---------------------------|--------------|--------------|---------------|-----|
| 容積重(g/L) 平均値 (標準偏差) | 828 (15) | 826 (14) | 824 (15) | 827 |
| 白未熟粒(%) 平均値 (標準偏差) | 3.4 (4.9) | 6.3 (4.8) | 12.2 (7.9) | 5.0 |
| 胴割粒(%) 平均値 (標準偏差) | 3.6 (2.3) | 4.0 (2.8) | 4.2 (3.1) | 3.7 |
| 砕粒(%) 平均値 (標準偏差) | 0.5 (0.4) | 0.6 (0.6) | 1.0 (1.2) | 0.6 |

※ 標準偏差とは、データの基本的な特徴を表す値の一つで、「データが平均値の周辺でどれくらいばらついているか」を表すことから、数値が大きいとその範囲が大きく、数値が小さいとその範囲が小さいことを示しています。

※ 全体については、1～3等の測定値に令和5年産米の令和5年3月末現在の等級比率（1等61.8%、2等31.0%、3等7.2%）を勘案した割合で標記しています。



5 サンプルング方法の見直しについて

- 試料が特に均一であると認められる検査荷口については、検査に用いる試料の抽出方法を業務規程に定めた方法（新方式）により行うことができることとし、令和3年7月20日に標準抽出方法（農林水産省告示第443号）を一部改正したことにより、登録検査機関の業務規程に定めることにより、新方式によるサンプリング方法で資料採取ができる。

[カントリーエレベーター及びライスセンター]

| 採取方法 | 包装形態 | 旧方式 | 新方式 |
|----------------------|------|---|---|
| オートサンプラーのある CE・RC | 袋詰め | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査はロット単位（1回） ○ 試料はロットの重量の1万分の1以上を抽出し、合成・縮分により1つの検体試料とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査はロット単位（1回） ○ 試料はロットの1万分の1以上又はロットから時間均等に20個以上を採取。 |
| | フレコン | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査は抽出個数分（例：抽出個数18個の場合の検査は18回） ○ 試料は検査荷口の大きさに応じた抽出個数を採取。（例：100袋のロットの場合は無作為に18袋から採取） | |
| オートサンプラーのない CE・RC | 袋詰め | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査は抽出個数分（例：抽出個数18個の場合の検査は18回） ○ 試料は検査荷口の大きさに応じた抽出個数を採取。（例：100袋のロットの場合は無作為に18袋から採取） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査は抽出個数分（例：抽出個数18個の場合の検査は18回） ○ 試料は検査荷口の大きさに応じた抽出個数を採取。（例：100袋のロットの場合は無作為に18袋から採取） |
| | フレコン | <ul style="list-style-type: none"> ○ 同じロットであっても全フレコンについて毎個検査 ○ 試料はフレコン内の5ヶ所から採取して合成・縮分により1つの検体試料とする。 | |

[循環式乾燥機] ※ミニRCを含む

| 包装形態 | 旧方式 | 新方式 |
|------|--|---|
| 袋詰め | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査は抽出個数分（例：抽出個数18個の場合の検査は18回） ○ 試料は検査ロットの大きさに応じた抽出個数を採取。（例：100袋のロットの場合は無作為に18袋から採取） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査はロット単位（1回） ○ 試料はロットの1万分の1以上又はロットから時間均等に20個以上を採取。 ○ 一定の条件を備えることが必要。※ |
| フレコン | <ul style="list-style-type: none"> ○ 同じロットであっても全フレコンについて毎個検査 ○ 試料はフレコン内の5ヶ所から採取して合成・縮分により1つの検体試料とする。 | |

（一定の条件のロットの適正管理事業者が登録検査機関に申告する内容例）

- ・ 米穀の品質が均一と考えられるロットの番号。
- ・ 上記のロット番号を包装容器又はフレキシブルコンテナ等の見やすい場所に表示すること。
- ・ 上記ロット内の全ての米穀が12時間以上循環式乾燥機で循環していること等、ロットが均一となる収穫・調製工程を経ていること。
- ・ 倒伏や病害虫の発生等により品質が大きく異なる圃場の米穀を適切に仕分けし、品質が大きく異なる米穀を同一ロットを構成する循環式乾燥機及び調製タンクに投入していないこと。
- ・ ロットの均一性に疑いが生じる等、自己申告の信頼性が担保されていないと判断される場合には、当分の間は従前方式のサンプリング方法に戻すことに異存がないこと。

6 スマート・オコメ・チェーンコンソーシアムについて

- 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえ、令和3年6月に「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」を設立。現在、生産者、流通事業者、実需者、企業、消費者団体等、165会員が参加（令和5年12月22日現在）。
- 生産から消費に至るまでの情報を連携し、米の販売における付加価値向上等を図るための情報基盤の構築等について検討。
- 令和5年度において、情報連携のためのシステム（β版）を公開した他、「フードチェーン情報公表農産物JAS」に係る米の規格を制定。

趣旨

生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者や米関連事業者の所得向上を可能とする基盤をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を進める。

活動内容

- ・ スマート・オコメ・チェーンの構築に向け、海外事例調査、ワークショップの開催、現場検証を通じたスマート・オコメ・チェーンの検討
- ・ スマート・オコメ・チェーンで伝達される情報項目や表示方法等についての仕様の整理
- ・ 消費拡大・付加価値向上に資する消費者向け情報提供の内容、手法の検討（食味マップによる米の品質表現等）等

令和3年度 「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」設立（6月）
スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム設立大会（8月）
講演会（精米事業者、食味の有識者、生産、流通、輸出）
※その他、各種調査、会員インタビュー等を実施
情報項目の標準化、輸出促進、品質伝達の観点から検討を実施

令和5年度 情報連携のためのシステム(β版)の公開、「フードチェーン情報公表農産物JAS」に係る米の規格の制定

体制

- (会 長) 大坪 研一 新潟薬科大学 応用生命科学部応用生命科学科 特任教授
(副会長) 飯塚 悦功 東京大学名誉教授、公益財団法人日本適合性認定協会 理事長
亀岡 孝治 信州大学社会基盤研究所特任教授、三重大学名誉教授、(一社)ALFAE 代表理事
- 木村 良 全国米穀販売事業共済協同組合 理事長
金森 正幸 全国農業協同組合連合会 米穀部部長
(幹 事) 岩井 健次 株式会社イワイ 代表取締役
金子 真人 株式会社金子商店 代表取締役社長
説田 智三 日本生活協同組合連合会 農畜産部米穀グループ グループマネージャー
千田 法久 千田みずほ株式会社 代表取締役社長
中嶋 康博 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
夏目 智子 特定非営利活動法人ふぁみりあネット 理事長
藤代 尚武 日本規格協会ソリューションズ株式会社 執行役員
佛田 利弘 株式会社ぶった農産 代表取締役
古谷 正三郎 全国稲作経営者会議 会長
細田 浩之 (一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会専務理事
山本 貴暁 わらべや日洋食品株式会社 購買部次長

(敬称略)

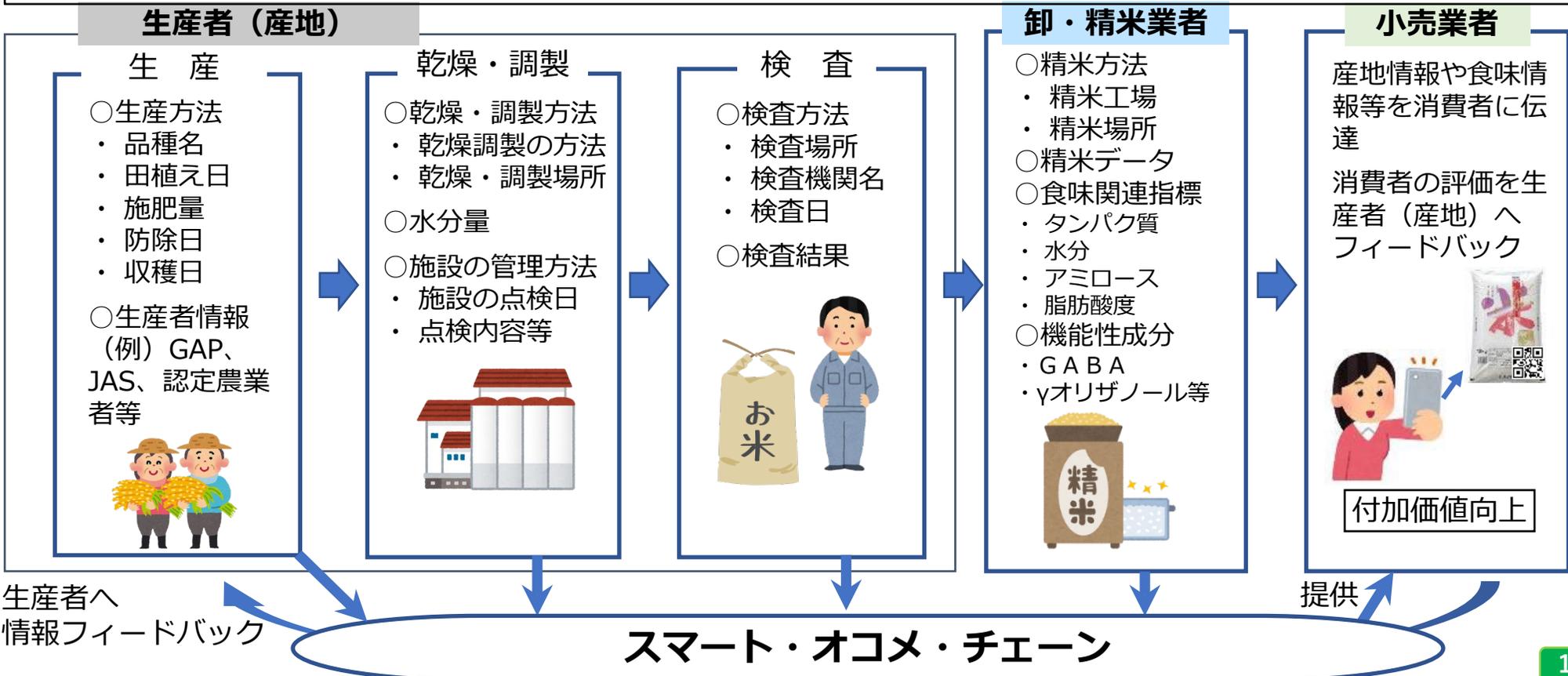
- (会 員) 168企業・団体等（令和6年6月12日現在）
(事務局) 農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室
(共同事務局：公益財団法人流通経済研究所農業・環境・地域部門)

(参考)スマート・オコメ・チェーンによる生産から消費に至るまでの情報の連携

○米は、主食として多くの消費者が直接購入する商品である一方で、外観の差異が商品間でほとんど存在しないが、
①保存性が高いことなどから**多段階かつ多様な経路で流通すること**や、
②商流が**紙伝票中心の取引**であり、業者間の品質情報・保管情報の共有、手続の電子化が進んでいないことから、**品質情報を客観的に把握・評価し消費者に伝達する仕組みがない**。

○このため、中間流通事業者や消費者は、年産、産地、品種といった情報以上の**判断材料を得られない**ため、販売価格を商品選択の主要な判断材料とせざるを得なくなり、産地の努力にかかわらず**商品の付加価値が評価できない**。

○生産から消費に至る過程において、**関係者が客観的かつ正確な情報を共有する効率的な仕組み**を構築することで、**流通合理化や付加価値向上**、ひいては**米の消費拡大や農業者の所得向上**を図る。



7 農産物検査証明における皆掛重量の廃止

○ 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえ、農産物検査施行規則を改正し、令和3年9月1日より皆掛重量の検査証明を廃止した。

- 「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」において、皆掛重量の検査証明は廃止（令和3年産米から適用）することと結論。
- この結論を踏まえ、農産物検査法施行規則を改正し、令和3年9月1日から、皆掛重量の検査証明は廃止。
- ただし、包装容器の切り替えが必要となることから、改正規則の施行から2年間（令和5年8月末まで）は米袋に印刷されている検査証明書に皆掛重量が記載されていた場合でも、問題とはせず、この場合は、検査証明された皆掛重量ではなく、当事者の判断で記載された皆掛重量として取扱う。

皆掛重量の廃止前

| 検査証明書 | | | |
|-------------|----|------------------------|--|
| 何年産 | 種類 | 荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 | |
| 銘柄 | | 登録検査機関 年月日 検査員認印 | |
| 正味重量規格 何 kg | 1等 | | |
| 皆掛重量 何 kg | | | |

皆掛重量の廃止後

| 検査証明書 | | | |
|-------------|-----------------|-------------------------|--|
| 何年産 | 種類 | 荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 | |
| 銘柄 | | 何 登録検査機関 及び 検査年月日 | |
| 正味重量規格 何 kg | 等級又は品位 の測定結果 | | |

令和3年9月1日から切り替え。

ただし、2年間の経過措置を設定しており、令和5年8月まで従来の袋も使用可能。

なお、経過措置終了後（令和5年8月末）でも、皆掛重量欄の抹消処理（文字又は欄）を行うことで使用可能です。

併せて、検査員認印の押印も廃止
（令和3年9月1日から）

※従前のおり押印することも可能

注：施行後2年間（令和5年8月まで）は従来の検査証明欄に皆掛重量が印刷された包装も使用可能。

この場合、皆掛重量の証明は行われませんが、記載されている皆掛重量は検査証明欄外に記載された事項と同様、当事者の判断で記載された皆掛重量として取扱われることとなる。

8 銘柄の検査方法の見直し（鑑定方法の見直し）

- 水稻うるち玄米の銘柄の検査について、現在の目視鑑定を必須とする方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直した。（令和4年産米から適用）

現 行

品種関連情報等の事前収集

主に書類で把握

- ① 生産者別の種子更新等の状況把握
- ② 生産者別の品種別作付状況把握
- ③ 各品種の特徴等の把握 等

目視による品種鑑定

- ① 粒形
 - ・粒の大小及び形状の確認
- ② 色沢等
 - ・色沢：その品種固有の色沢
 - ・皮部の厚薄：その品種固有のものかを判定
 - ・心白、腹白：その品種固有のものかを判定
 - ・その他：縦溝の深浅とその箇所、胚の大小及びその形、粒揃いを観察し、その品種固有のものかを判定

銘柄判定

見直し後

農業者等からの資料の提出

- ① どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料（種子の購入記録等）
- ② 全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料（営農計画書等）
- ③ その他登録検査機関が必要と認める資料

書類審査

提出資料により、検査請求された銘柄の作付状況を審査。

※ 登録検査機関の判断により、目視その他の方法を組み合わせることは可

銘柄判定

8 銘柄の検査方法の見直し（鑑定方法の見直し（補足））

- 水稻うるち玄米の銘柄の検査について、農業者等から提出が必要な書類は、
 - ① どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料として種子の購入記録
 - ② 全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料として営農計画書となっていますが、それがない場合（自家採取の場合を含む。）当面、以下の対応が可能です。

① どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料

- 種子を購入した事業者から、何の種子を、いつ、どれだけ販売したかを示す書面を入手し提出する。
- 上記の書類を入手することが困難な場合は、種子に係る申告書を作成し、何の種子を、いつ、どれだけ、誰から購入したかを記載し、相違ない旨を宣誓する。

【自家採取する場合に提出する書類】

i) 前年産及び当年産の品種ごとの作付け状況が分かる資料

- ・前年産（自家種採取時）の種子更新が分かる客観的資料
（種子の購入伝票、DNA検査の結果等）

※客観的な資料がない場合には、何の種子を、いつ、どれだけ、誰から買ったのかを ii) の申告書に記載することでも対応可。

ii) 自家採取に関する申告書

<記載する内容>

- ・当該種子を購入又は入手された産年
- ・自家採取をしている圃場名
- ・採取した圃場の収穫量
（例：乾燥もみ重量500kg - 出荷数量もみ換算200kg = 自家種子利用数量300kg）
- ・当該年産の播種量など



② 全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料

- 生産委託契約、販売契約書類又は営農日誌（圃場、品種が特定できるもの）



※ なお、上記の書類では品種、作付け場所について疑義が残る場合には、他の補足的な客観書類の提出や現物の目視による確認を組合わせて鑑定する。

8 銘柄の検査方法の見直し（品種銘柄の設定①）

- 育成者権保有者、元育成者、都道府県への確認を経た主要な品種について、農産物規格規程を改正し、水稻うるち玄米の150品種銘柄（令和7年3月末現在）を設定した。
- 品種銘柄については産地品種銘柄の設定状況等を踏まえて毎年見直しを行う。

農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）

- 第1 国内産農産物
- 2 玄米
- (2) 銘柄
- イ 水稻うるち玄米
- (イ) 品種銘柄（150銘柄）

ICS6号 あいちのかおり あいちのこころ あきげしき あきたこまち 秋田六三号 あきだわら アキツホ 秋のきらめき アキヒカリ あきまさり あきろまん アケボノ 朝の光 朝日 あさひの夢 亜細亜のかおり あわみのり 淡雪こまち いただき 一番星 いなほっこり いのちの舌 笑みの絆 縁結び オオセト 大粒ダイヤ おてんとそだち かけはし 亀の尾四号 華麗舞 歓喜の風 北瑞穂 キヌヒカリ きぬむすめ キヨニシキ きらりん 吟おうみ ぎんさん 恋初めし 恋の予感 こいもみじ 黄金錦 越路早生 越のかおり コシヒカリ 五百川 **ゴロピカリ** ササシグレ ササニシキ さとじまん さわのはな さんさんまる しふくのみのり 清水一号 新生夢ごち スノーパール 千秋楽 大地の風 たかねみのり たちはるか ちほみのり ちゅらひかり チヨニシキ つきあかり ツクシホマレ つくばSD一号 つくばSD二号 つぶぞろい 天竜乙女 **土和** とくだわら 土佐錦 トドロキワセ とねのめぐみ どもんなか トヨニシキ 豊橋一号 とよめき どんとこい 中生新千本 なつしずか ナツヒカリ にこまる にじのきらめき 日本晴 注ノ川一号 農林四八号 はいごころ ハイブリッドとうごう三号 ハイブリッドとうごう四号 はえぬき ハツシモ ハナエチゼン はなの舞い ヒエリ ピカツンタ びかまる ヒカリ新世紀 ひとめぼれ ヒノヒカリ 姫ごのみ ふくのこ フクヒカリ ふくひびき ふくむすめ **ふじゆたか** 北陸一九三号 ほしじるし **ホシユタカ** ほむすめ舞 まいひかり まいひめ 祭り晴 まなむすめ まんぶくすらし みえのえみ みえのゆめ み系三五八 ミズホチカラ みずほの輝き みつひかり みどり豊 ミネアサヒ みねはるか みのにしき みのりの郷 宮崎五二号 **ミルクィーオータム** ミルクィークイーン ミルクィーサマー ミルクィープリンセス めんこいな 萌えみのり やまだわら ヤマヒカリ ゆうだいニー 雪ごぜん ゆきの精 ゆきむつみ ゆみあずさ 夢いっばい ゆめおぼこ 夢ごち ゆめしなの 夢の華 ユメヒカリ ゆめひたち ゆめまつり レイホウ

※ 下線部は令和7年3月に追加した6銘柄

品種銘柄の特徴その他の情報をホームページ等を通じて登録検査機関に提供

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/hinnsyu_tokusei.html

コシヒカリ

| | | |
|----------------------|---------------------------------|---------------------------|
| 米名 | 農林22号×農林1号 | |
| 育成 | 広作広試 | |
| 特 性 | 粒形 | 粒尖は1粒で丸の多量に横門筋が縦にゆるい尖みがある |
| | 色沢 | 艶色で白沢が良い |
| | 皮の厚さ | 皮は薄く透明度は高い |
| | 腹溝の深さ | 腹溝は浅いが凹凸 |
| 粒の大小及び不均 | 腹溝は小さくくさび状 | |
| | 千粒重(g) | 22.3 |
| 心三、腹白、尾三、背白、透れ等の出現状況 | 乳白粒、腹白粒、基粒向背粒の混入は少ない | |
| その他 | 品質が軟く中は、乳心粒、基粒向背粒、背白粒が混入する傾向がある | |

【産地】 新潟

比較対象、こしいぶき



- 各種類において、産地品種銘柄に設定する際に必要としている農産物の特性等を把握するための2年間の栽培試験について、1年に短縮する等、銘柄の設定手続きを簡素化している。
- 登録検査機関の業務の増大を招かないよう、取引ニーズのない品種銘柄・産地品種銘柄は関係者の意見を聞いた上で問題なければ廃止する仕組みを設けた。

8 銘柄の検査方法の見直し（品種銘柄の設定②）

- これまでは、石川県、新潟県において、「にこまる」を生産し、農産物検査を受検した場合、産地品種銘柄として設定されている石川県では「石川県産にこまる」と証明されるが、新潟県では産地品種銘柄として設定されていないため証明されない。
- 農産物検査を行う水稻うるち玄米の銘柄について、都道府県名と品種名で指定される「産地品種銘柄」に加え、品種名のみで指定される「品種銘柄」も設定することにより、見直し後は、産地品種銘柄として指定されていない都道府県でも銘柄の証明が可能となる。

これまで

検 査 証 明 書

| | | |
|-------------|-----------------|---------------------|
| 令和○年産 | 水稻うるち玄米 | 荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 |
| 銘 柄 | 石川県産にこまる | |
| 正味重量規格 ○○kg | 等級 | 何 登録検査機関 検査年月日 |

石川県

※ 「石川県産にこまる」は産地品種銘柄。

見直し後

検 査 証 明 書

| | | |
|-------------|-----------------|---------------------|
| 令和○年産 | 水稻うるち玄米 | 荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 |
| 銘 柄 | 石川県産にこまる | |
| 正味重量規格 ○○kg | 等級 | 何 登録検査機関 検査年月日 |

検 査 証 明 書

| | | |
|-------------|---------|---------------------|
| 令和○年産 | 水稻うるち玄米 | 荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 |
| 銘 柄 | _____ | |
| 正味重量規格 ○○kg | 等級 | 何 登録検査機関 検査年月日 |

新潟県

※ 新潟県では「にこまる」が産地品種銘柄に設定されていないため、銘柄欄は抹消される。

検 査 証 明 書

| | | |
|-------------|-------------|---------------------|
| 令和○年産 | 水稻うるち玄米 | 荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 |
| 銘 柄 | にこまる | |
| 正味重量規格 ○○kg | 等級 | 何 登録検査機関 検査年月日 |

※ 「にこまる」を品種銘柄に設定した場合、銘柄は「にこまる」として証明される。

8 銘柄の検査方法の見直し（品種銘柄の設定③（設定手順））

- 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえ、令和3年9月にガイドライン（農産物検査に関する基本要領）を改正し、品種銘柄の設定手順を明記。
- 同手順に基づき、銘柄に関する権利関係を把握を行い、育成者権の保有者・育成者に対し、品種銘柄として設定することについて、育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由の有無を確認。

銘柄設定の手順（ガイドラインより抜粋）

水稻うるち玄米における「品種銘柄」の設定手順

「産地品種銘柄」における育成者権の把握
（全国の検査数量が10トン以上の品種）



育成者権者及び都道府県への利用許諾状況・種子の配布状況及び品種銘柄設定の意向の確認



その品種の許諾が特定の都道府県に限定され、育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものは品種銘柄に設定しない

農産物検査法第11条第3項に基づく意見聴取会を開催



「品種銘柄」の設定・公表

令和3年度の銘柄設定の流れ

① 令和3年9月

水稻うるち玄米の産地品種銘柄のうち全国の検査数量が10トン以上の銘柄に関する権利関係を把握

② 令和3年10月

育成者権の保有者・元育成者に対し、品種銘柄として設定することについて、育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由^{※1}の有無を確認^{※2}

※1 当該品種の栽培許可や種子の販売・配布が特定の都道府県に限定されている等

※2 育成者権の保有者には農産物検査数量が10トン以上の品種、元育成者には同100トン以上の品種について確認。

③ 令和3年11月

○ ②により了承が得られた品種について、全都道府県に確認



農産物検査規格検討会（R3.12.24）で審議・了承



品種銘柄の設定・公表（R4.2.28）

※ 今回は初回の改正であり、毎年見直す。

9 新素材に係る包装規格の制定

- 玄米の包装規格に関し、現在農産物検査で検査を受けることができる素材(麻、樹脂、紙、ポリエチレンフィルム)以外の素材(新素材)の包装容器に関し、第1種紙袋と同等水準となるよう以下のとおり規格を設定。
- 技術開発が日進月歩である中、新たな素材が速やかに活用できるよう、必要に応じて規格の見直しを柔軟に行う。

農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第224号)(令和4年2月28日一部改正)

※ 改正点を赤字で記載

第1 国内産農産物

2 玄米

(3) 規格

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋 (略)

(ロ) 樹脂袋 (略)

(ハ) 紙袋 (略)

(ニ) ポリエチレンフィルム袋 (略)

(ホ) フレキシブルコンテナバッグ (略)

(ヘ) その他

(イ) から (ホ) までに掲げるもの以外のもの

| 項目 | 規 格 |
|------------|----------------------------|
| 引裂強さ(mN) | 縦2.880mN以上かつ横3.270mN以上のもの |
| 引張強さ(kN/m) | 縦12.5kN/m以上かつ横7.8kN/m以上のもの |
| 伸び(%) | 縦2.3%以上かつ横4.8%以上のもの |
| 落下強度 | 高さ1.2mから試料を10回落下させ、破袋しないもの |
| 防滑角度(度) | 縦30度以上かつ横26度以上のもの |

附

七 荷造り及び包装のその他については、農産局長が別に定めるガイドラインに基づき、素材の性質を踏まえ、項目の一部を省略できるものとする。

農林水産研究の推進

現場ニーズ対応型研究

(4) 生産現場強化プロジェクト

事業期間：令和4年度～令和7年度

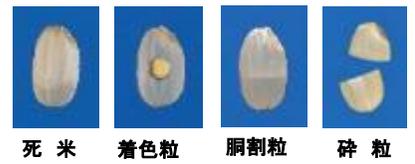
令和5年度予算概算決定額：17（19）百万円

① A I 画像解析等による次世代穀粒判別器の開発

- 食料・農業・農村基本計画では、農産物流通や消費者ニーズの変化を踏まえ、**農産物規格・検査**について、**規格項目の見直し、検査の高度化**を行うこととしている。現在の農産物検査は、精米原料となる玄米の被害の有無等を検査員の目視により確認されているが、①地域や検査員のバラツキが発生することや ②具体的な測定データを示せないこと等の課題がある。
- このような中、令和2年秋から一部検査項目への穀粒判別器の活用が開始されたことから、その画像データと測定数値、各用途での利用適性をビッグデータとしてデータベース化し、検査員による鑑定の相当部分を代替できる**次世代穀粒判別器を開発**する。
- これにより、**AI画像解析により規格項目を数値で精緻に示すことが可能**となり、着色粒・胴割粒の含有量等を考慮した、等級のみではない**実需者ニーズに応じた米取引**が可能となる。

生産現場の課題

- ・ 目視による検査では、地域や検査員によるバラツキがある。
- ・ 1等、2等という等級のみでは、コメの特徴を把握しきれないなあ。



生産現場の課題解決に資する研究内容

次世代穀粒判別器の開発メーカーと連携して、

- ①穀粒判別器から取得される米の画像・検査データの農業データ連携基盤(WAGRI)等への蓄積、
- ②ビッグデータと連動する次世代穀粒判別器の開発、
- ③AI画像診断によるデータに基づく取引を提案するプログラムの実装

などを行う。



社会実装の進め方と期待される効果

- ・ 次世代穀粒判別器を用いた新たな検査項目体系を構築。
- ・ 玄米外観品質の等級に加え、新たな指標による用途別のコメ取引が実現。
- ・ 民間機関が実施する農産物検査への活用を積極的に進めるとともに先進農業法人や都道府県普及組織等と連携した普及活動を全国展開。

検査等級のみによらない、用途別のコメの取引が実現。海外日本食レストラン向け米輸出が1万トン増加。



【お問い合わせ先】 農産局穀物課 (03-6744-2010)

11 農産物検査を要件とする補助金の見直しについて

- ゲタ・ナラシ対策等の補助金について、農産物検査に代わる手法により、補助金の助成対象数量を確認したのもも支援対象となるよう制度を改正。

1 ナラシ対策

助成対象数量として、主食用として販売された米穀の数量を国が確認する必要があるため、申請者が①～④を証明することを要件とする。

- ① 販売先において主食用途とすることが決定していること（販売先の確約書又は契約書等）
- ② 1.7mm以上のふるい目を使用して調製された米穀であること（1.7mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売伝票等）
- ③ 水分含有率16.0%以下の米穀であること（水分含有率16.0%以下であることを明記した販売伝票等）
- ④ 産年、産地、品種が確認できること（種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等）

2 ゲタ対策

助成対象数量として、現行の品質区分と同等のものの数量を国が確認する必要があるため、申請者が①及び②を証明することを要件とする。

- ① 品質区分の確認を的確に実施できること
品質区分の確認方法、実施体制、機械器具の整備状況等が明らかとなる書類等を提出させ、農政局等が妥当性を確認
- ② 品質区分と同等のものであること
品質区分の確認の実施状況に関する書類等を作成・保管させ、農政局等が妥当性を確認

玄米及び精米に係る食品表示制度の改正について

- ① 農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件として、当該産地、品種及び産年の表示を可能とし、
- ② 農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、
- ③ 生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を一括表示枠内に表示できるよう、食品表示基準を改正。

【現行の玄米及び精米の食品表示と改正後の表示例】

<農産物検査による証明があるもの>

| 名称 | 精米 | | |
|------|--------------------------|----|----|
| 原料玄米 | 産地 | 品種 | 産年 |
| | 単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 令和〇年産 | | |
| 内容量 | 〇kg | | |



| 名称 | 精米 | | |
|------|---|----|----|
| 原料玄米 | 産地 | 品種 | 産年 |
| | 単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 令和〇年産 農産物検査証明による(※) | | |
| 内容量 | 〇kg | | |

※ 表示事項の根拠となる情報の確認方法は任意表示

<農産物検査による証明がないもの>

| 名称 | 精米 | | | |
|------|-------------|----|----|------|
| 原料玄米 | 産地 | 品種 | 産年 | 使用割合 |
| | 未検査米 国内産 | | | |
| 内容量 | 〇kg | | | |



| 名称 | 精米 | | |
|------|---|----|----|
| 原料玄米 | 産地 | 品種 | 産年 |
| | 単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 令和〇年産 〇〇ライス(生産者名)確認による(※) | | |
| 内容量 | 〇kg | | |

※ 表示事項の根拠となる情報の確認方法は任意表示

表示の根拠を示す資料の保管を要件

農産物検査による証明を受けた原料玄米を使用していることの記録

(例) 農産物検査の証明書 など

使用している原料玄米の産地、品種、産年を証明する資料

(例) 伝票(米トレサ法に基づく取引等の記録)
種子購入記録、
栽培記録(品種、産年) など

(参考) 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ (令和3年5月) (抜粋)

はじめに

平成から令和へと時代が変わり、国内ではかつてない少子高齢化・人口減少の波が押し寄せている一方で、ロボット・AI・IoTといった技術革新やグローバル化の進展、持続可能な開発目標 (SDGs) に対する国内外の関心の高まりなど、我が国経済社会は新たな時代のステージを迎えている。

このような中で、我が国が持続可能な活力ある地域経済社会を構築するためには、時代の変化を見通し、新技術を社会実装することにより、こうした変化に対応し、新たな成長につなげていくことが必要である。

農業・食料関連産業においても、高齢化やライフスタイルの変化による食の外部化・簡便化の進展等を踏まえ、消費者や実需者ニーズの多様化・高度化への対応を進めつつ、関係者の連携・協働による新たな価値の創出を推進することが必要となっている。

とりわけ、国内市場においては人口減少等により農林水産物・食品の消費の減退が続くと見込まれる中で、これからは成長する海外市場にも着目し、そこにもしっかりと売り込んでいくという方向に転換することが不可欠となっている。農産物検査規格に関しても、このような時代の変化に対応した見直しが必要であることはいうまでもない。

これまで、農産物規格の見直しに関しては、農業競争力強化プログラム (平成28年11月29日農林水産省・地域の活力創造本部決定) や農業競争力強化支援法 (平成29年法律第35号) を踏まえ、農産物流通等の現状や消費者ニーズの変化に即した合理的なものとなるよう、生産者団体や流通事業者等からなる「農産物規格・検査に関する懇談会」において検討がなされ、平成31年3月29日に中間論点整理が行われた。この中間論点整理を踏まえ、①検査場所の緩和、②穀粒判別器の活用、③農産物規格の簡素化、④玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格設定等が行われている。

このような見直しが進められている中、規制改革実施計画 (令和2年7月17日閣議決定) において農産物検査規格の見直しが盛り込まれたことを踏まえ、本検討会において、さらに検討を進めることとされた。

本検討会は、令和2年9月に設置され、これまで8回の検討を公開により行った。検討会では、まず、有識者からのヒアリングを丁寧に行うこととし、計13名に及ぶ有識者を招致し、農業現場や検査現場の状況、穀粒判別器をはじめとした技術開発の動向、国際規格の動向、消費者ニーズの把握等に努めた。

その上で、時代の変化を踏まえた農産物検査規格や民間規格のあり方について委員間で議論を重ね、規制改革実施計画に記載された事項について、以下のとおり結論を得た。

- ・ 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定 (令和3年2月25日 結論①)
- ・ サンプルング方法の見直し (令和3年2月25日 結論②)
- ・ スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定 (令和3年2月25日 結論③)
- ・ 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止 (令和3年3月24日 結論④)
- ・ 銘柄の検査方法等の見直し (令和3年4月28日 結論⑤)
- ・ 荷造り・包装規格の見直し (令和3年4月28日 結論⑥)

今般の見直の結果、農産物規格・検査が農産物流通の現状や消費者ニーズに即した合理的なものとなり、米の販売方法や栽培方法等に関して農業者・事業者が多様な選択肢が提供されること、農業者・事業者の創意工夫が発揮できること、農業者・事業者や現場の負担が軽減されること、スマートフードチェーンの活用や新たなJAS規格の策定等を通じて米の付加価値向上が図られ、海外での日本産米の地位向上にもつなげていけること等の効果が生じることが想定される。

これにより、米関連産業の健全な発展が促進され、農業者の所得向上につながるものと期待される。

農林水産省においては、関係する職員の全てが今回の見直しの意義を認識し、本検討会の結論を気概を持って実行していただきたい。

また、本検討会の結論を実行するに当たっては、農業者・流通事業者・実需者・消費者・登録検査機関や農産物検査員等の関係者に十分に周知を行っていただきたい。

今後とも時代の変化は加速する。米の規格が、時代の変化に適したものであり続けるよう、世界をリードするものであるよう、常に検証・見直しを行うことが必要である。このため、本検討会の結論についても不断に検証し、必要があれば前に向かって躊躇なく見直ししていただきたい。

安全・安心で食味に優れた日本の米は、海外市場も含め、大きな可能性を持つ。今回の結論に基づき、関係者が協調して我が国の米の競争力を強化し、米関連産業の健全な発展と、農業者の所得向上、そして我が国水田農業と食生活の改善に貢献することを願ってやまない。

令和3年5月

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会 委員一同

(7) 農産物検査規格の見直し

9 農産物検査規格の総点検と見直し

【令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに見直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。

- ① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- ② 農業者に多様な選択肢（自主検査含む）が提供されるようにすること
- ③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
- ④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化

農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。

（なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。）

総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。

- ① 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ② 検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双方の負荷軽減と検査コスト低減
- ③ 目視及びその他の人的（主観的）鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更（その後も技術の進展成果は積極性に活用）
- ④ 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤ 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し
- ⑥ 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦ 穀粒判別器等科学的検査の普及と更なる精度向上に向けた技術開発の推進

b 新JAS規格の制定

コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。

c 検討会の構成と工程

上記で示した農産物検査規格と商慣習の総点検・適正化及び新JAS規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね1年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がやりがいを感じる将来価値を高めるものとするとともに、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのイニシアティブを取れるものとする。

10 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

【令和2年度措置】

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

- a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金
農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。
- b 産地、品種、産年などの食品表示
食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。
また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。
以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

(15) 農産物検査規格の見直し

20 農産物検査規格の見直し

【a:措置済み b,c:令和3年度上期措置 d,e:令和3年度措置 f:令和3年度検討・結論、必要に応じて速やかに措置 g,h:令和3年以降継続的に措置 i:令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置 j:令和4年度上期措置 k:令和5年度上期措置 l,m:継続的に措置】

(a,h:農林水産省、消費者庁 b~g,i~m:農林水産省)

- a 農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したものに
見直すに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。
- b 農林水産省は、農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登録検査機関において試料が均一であると認められるロットについてはサンプリング回数を従前の回数より減らす方法(以下「新方式」という。)が可能となるよう、標準抽出方法(平成13年農林水産省告示第443号)を改正するとともに、登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に関してガイドラインを示す。
- c 農林水産省は、農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)を改正し、皆掛重量の検査を廃止する。
- d 農林水産省は、余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通業者等、関係者に広く周知する。
- e 荷造り及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の包装容器について、必要最小限の要求事項で定義した新規格を制定する。
- f 包装の量目については、物流側の視点も含めて検討の上、結論を得、必要に応じて措置を講ずる。

- g 水稲うるち玄米の銘柄について、品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものを除く産地品種銘柄については、品種名のみが記載される「品種銘柄」に指定する。
- h 消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和3年3月17日付けの食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)改正の内容について、事業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。
- i 農林水産省は、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産物規格規程(平成13年農林水産省告示第244号)を改正し、現行の農産物検査規格とは別に、機械測定を最大限生かせる「機械鑑定を前提とした規格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と同列に位置付ける。
- j 水稲うるち玄米の銘柄の検査については、現在の目視鑑定による方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直す。
- k 農林水産省は、穀粒判別器のデータを活用して、生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者の所得向上を可能とする基盤(スマートフードチェーン)をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を、令和5年産米から実現できるよう支援する。
- l 農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たものから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。
- m 技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。

国産小麦

1 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施(規制改革実施計画)

○ 規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)において、国産小麦の競争力強化と需要拡大に向け、

- ①品種特性を踏まえた検査時の留意点を検査実施機関に周知する仕組みづくり
- ②生産者や実需者など様々な関係者の意見や事例の収集・分析を行うことが求められている。

① 産地によって、検査実施機関の知識や経験値に差があり、農産物検査の格付けにバラつきが生じているのではないかと。



地域によって生じている外観形質による検査結果のバラつきがなくなるよう留意点を研修等も活用して、各登録検査機関に周知する仕組みを構築する。



シロガネコムギ



ゆめちから

| | 粒形 | 粒色 | 皮部の厚薄 | 粒溝の深淺 |
|---------|-------------------------------|---------------|-------|--------------------|
| シロガネコムギ | 中粒、粒全体が棒状でずん胴、基部は尖っている、腹部は直線的 | 色：黄褐色 光沢：中 | 薄い | 浅くて直線的 |
| ゆめちから | 中粒、長くずん胴、硬質になったものは粒全体が角張っている | 色：褐色 光沢：否 | 比較的薄い | 浅い、ただし、硬質になったものは深め |

② 消費者の国産志向を受けたニーズや、毎年の収量・品質の変動、DXや機械化を含む国内外の情勢等も踏まえ、生産者・実需者、有識者など幅広い関係者からの意見や事例を収集・分析していくことが必要。



品質分析結果(たんぱく質等)を基にした品質向上の取組等、国産小麦の関係者の意見や優良事例を収集・分析し、横展開を図る。

(参考) 望ましいたんぱく含有率

- ・ パン・中華麺用 13.0~14.0%
- ・ うどん用 10.0~11.0%
- ・ 菓子用 9.0~10.0%



2 国産小麦の検査結果のバラつき軽減の取組

- 産地によって検査実施機関の知識や経験値に差があり、国産小麦の農産物検査の格付けにバラつきがみられる。
- 地域によって生じている外観形質による検査結果のバラつきがなくなるよう留意点を精度向上研修等も活用して、各登録検査機関に周知する。
- 都道府県における主な産地品種銘柄の品種特性を踏まえた検査時の留意（注意）点及び鑑定のポイントを特性とし産省ホームページに資料掲載している。



パン・中華麺用品種

日本めん用品種

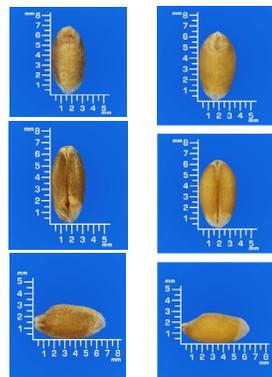
小麦

ゆめちから

【産地】 北海道

比較対象：きたほなみ

| | | |
|-------|-----------------------------------|---------|
| 銘柄 | ゆめちから | |
| 必須・選択 | 選択 | |
| 来歴 | 札系159/KS831957×月系9509 (キタノカオリ) | |
| 育種 | (独)北海道農業研究センター | |
| 特性 | 粒形 | 角 |
| | 粒の大きさ | 中 |
| | 色 | 褐色 |
| | 光沢 | 否 |
| | 粒溝の深さ | 深い |
| | 粒溝の幅 | 広い |
| | 粒質 | 硬質 |
| | 主な用途 | パン・中華麺用 |
| その他 | | |



小麦

シロガネコムギ

【産地】 福岡

| | | |
|-------|-------------------------------------|------|
| 銘柄 | シロガネコムギ | |
| 必須・選択 | 必須 | |
| 来歴 | シラサギコムギX西海104号 | |
| 育種 | 九州農試 | |
| 特性 | 粒形 | やや円 |
| | 粒の大きさ | 中 |
| | 色 | 黄褐色 |
| | 光沢 | 中 |
| | 粒溝の深さ | 浅い |
| | 粒溝の幅 | 中間 |
| | 粒質 | 粉状質 |
| | 主な用途 | 日本麺用 |
| その他 | 粒全体が棒状で、ずん胴型 腹部は直線的でやや凹んで見える粒もある | |



(参考資料) 麦の国産化に向けた課題と対策 <施策的背景>

- 国産小麦は輸入小麦と比べ、天候や生産規模などの違いにより、品質や供給量が安定せず、製粉企業や食品企業などの**実需者が輸入小麦から国産小麦に切り替えるにはリスクが高い。**
- 実需者の求める小麦は用途によって様々であり、その**全てに個々の産地で対応するのは困難。**
- このため、**産地間連携による需要の多い品種の導入、品質・収量向上のための効果的な営農技術の導入、産地における品質区分出荷、豊凶変動に備えたストック機能の強化など、品質・供給量の安定化のための対策を総合的に進める必要。**

実需者（製粉企業、食品メーカー等）

- 供給量、品質及び価格が年産ごと、産地ごとに不安定であり、外国産からの置き換えにはリスクが高い



産地

- 実需者が望む供給量の確保や品質は用途によって様々であるが、個々の産地では対応することが難しい
- 収入を確保するため、収量が高く、病気に強い品種を選択する傾向

取組の方向性

<安定的な供給量・品質の確保>

○産地間連携による需要多い品種の導入

国内で育成された品種は70種類以上あり、産地においては多収を見込める作りやすい品種を選択し、過剰供給となる場合があることから、複数の産地において**需要の多い品種の導入を進めることによって安定供給体制を確立**する。

○効果的な営農技術の導入

うどん用やパン用の小麦は、それぞれ求められる品質（タンパク質含有率など）が異なることから、用途に応じた品種ごとの適期追肥などの**品質向上・収量安定**のための**効果的な営農技術の導入**を進める。

○産地における品質区分出荷

産地においては水分率、タンパク質含有率などの品質に係る数値を計測しているものの、出荷の際には混同される場合が多く、これが品質のバラツキの要因となっているため、**産地において品質を把握し、区分出荷できる体制を構築**する。

○ストック機能の強化

豊作時にストックし、不作時に供給するなど、豊凶変動に備えた調整機能を有する**ストックセンターの整備**を進める。

- ・昭和45年に設立され、229戸が加入している。平成29年より天候に左右されない小麦づくりを目指しており、受光態勢を改善するための肥培管理を実勢し、平成30年産では統計調査反収において十勝で第1位、北海道で第3位の好成績を収めた。
- ・倒伏による品質低下を防ぐため、**雑草の発生や倒伏に対するペナルティ制を導入**している。小麦青空教室が年3回実施され出席率が高いため**会員同士のほ場を見る・見られる機会が多いことが意識の研鑽につながっている**。
- ・秋まき小麦では、近年登熟期間中に日照不足になる年が多く、従来の肥培管理では穂数過多による細麦やタンパク値の上昇などが問題となってきた。現在も引き続き受光態勢に着目した栽培法に改良を加え、実需者ニーズに沿った高品質な小麦を安定的に供給する生産を目指す。
- ・品質安定のため、生育期節ごとの茎数に合わせたきめ細かな追肥の実施や、衛星画像から作成した土壌腐植（地力）マップによる可変施肥を実施し、圃場間・圃場内の生育ムラ解消に取り組んでいる。

安定した生産（単収向上と品質安定）に向けた取組

透排水性改善対策

透排水性改善のために明暗渠が施工され、心土破碎は効果を十分発揮させるため、時速3km以下で実施。

は種技術

越冬前に頑健な茎を確保するため、適期適量は種を実践。は種深度2～3cmとなるよう工夫を行う。



施肥技術

土壌診断結果に基づいたJA職員による個別施肥相談を実施し、個々の経営に合わせた合理的な施肥が行われている。起生期の青空研修会では各集団複数箇所で茎数を計測し、生育に応じた施肥対応も実践。



防除の徹底

4年輪作が徹底され、適期の除草剤散布により、雑草密度は低く保たれている。除草剤は、は種後の土壌処理を基本とし、必要に応じて春処理を行い雑草被害を回避。種子更新は100%で種子消毒と降雨量を予測した上での雪腐病防除、タイムリーな営農技術情報に基づき赤かび病の発生菌種を把握し、低温時・高温時に応じて最適な薬剤の選択や濃度を変更して対応している。

品質改善の取り組み

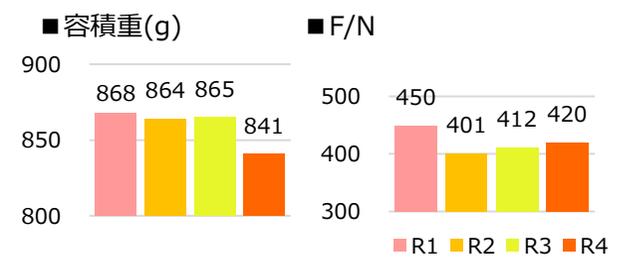
倒伏による品質低下を防ぐため、**雑草の発生や倒伏に対するペナルティ制を導入**。小麦青空教室が年3回実施され出席率が高いため**会員同士のほ場を見る・見られる機会が多いことが意識の研鑽につながる**。



収穫時期予測

衛星リモートセンシングは、より安価で撮影頻度の高い地元企業の衛星を利用したシステムを活用し、利用コストの低減と撮影不能リスクを回避。その早晚マップをもとに各集団早晚別に3ほ場を選定して穂水分調査を実施、その結果を刈取り計画に活用。

小麦の品質分析



※その他、水分・タンパク・灰分等も測定。

- 創業400年の淡口醤油のトップメーカー。これからの400年を見据え、約25年前から醸造用小麦・大豆の地場産化に取り組んでいる。
- 兵庫県内（主にJA兵庫西）の契約農場で、高たんぱくで醸造用に適した小麦（ゆめちから）・大豆（たつまる）を栽培。地場産原料による淡口醤油を製造・販売しており、今後は更なる地場産原料の調達拡大に取り組む計画。
- 実需者主導の先進技術導入により**高品質（タンパク質含有率13.5%以上）・高収量（県平均の約2倍）の小麦生産を実現。**
- JA・市・農業改良普及センター・試験研究機関・生産者が地域一丸**となって、生育調査・全刈収量調査・成分分析やセンシングデータ等の活用、毎年の栽培暦の改訂（特に追肥量・回数）、月1回の巡回研修や栽培講習会を開催するなど、**生産技術の向上**に取り組んでいる。
- 実需者自ら小麦検査に立ち会い、関係機関と「品質課題」を共有化**している。

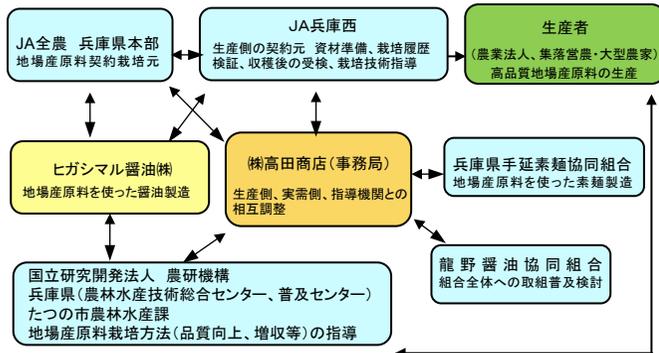
高たんぱく小麦の生産（単収向上と品質安定）に向けた取組

1. 契約農場（たつの市、外）

- ・生産面積、小麦約340ha
- ・2年3作＋土づくりによるブロックローテーション体系で土地の高度利用を実現



2. 醸造原料の地場産化のための連携体制図



3. 農研機構との共同研究による醸造用高たんぱく小麦の品種開発

- ・収量とたんぱく含有の比較現地実証圃
- ・2年3作ブロックローテーションに適した新品種育成



4. 基礎技術からのアプローチ

- ・徹底した排水対策の実施と排水対策の評価

①サブソイラ+弾丸暗渠

②スタブルカルチ

③土壌水分リアルタイム測定（西日本農研 土壌物理的排水性評価）

④ドローン画像処理による苗立数の評価（自社開発解析ソフト）

5. 先進技術導入からのアプローチ

- ・衛星リモートセンシングデータ利用（アグリライト研究所）により小麦の生育を予測し、追肥量を診断

衛星データによる小麦圃場の抽出

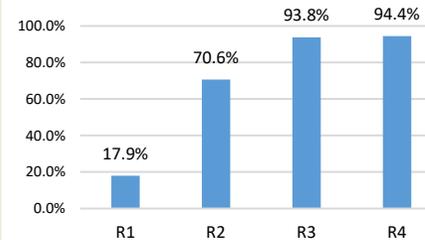
作付け把握

衛星と気象データによる小麦生育評価と収量予測から開花期追肥量を診断

小麦品質向上

6. 小麦の品質分析

たつの市集落営農 小麦タンパク13.5%以上達成率



【実需者との連携事例】

- ・検査への立ち会い
- ・栽培暦の改訂、周知



- 生産者に通知する粗タンパク含量分析結果において、**タンパク含量の区分に応じて「範囲外」「許容値内」「基準値範囲」の3種類に分類し、分類ごとに通知の色を変え、分析結果を分かりやすく示している。「範囲外」のタンパク含量が2年続く生産者には営農指導員が重点的に訪問し栽培指導をする等、高品質な生産につながるよう指導の徹底を図っている。**
- 上記結果と合わせて、施設に持ち込まれた荷受日、荷受No.ごとの粗タンパク含量も通知。**生産者も荷受ごとのばらつきが確認できることから、翌年以降の営農において圃場別の肥培管理の目安とすることができる。**

① 小麦のタンパク含量分析結果（例）

平均粗タンパク含量とともに、

- ・ **基準値範囲内**
 - ・ **許容値範囲内**
 - ・ **範囲外**
- (基準値を上回る/下回る)
(許容値を上回る/下回る)
のいずれかに該当することを示す。

各区分の粗タンパク含量の数値を示すと同時に分類別に通知の色を分け、**客観的かつ分かりやすい表示方法**としている。

(タンパク質含量による分類と通知の色)

- 基準値範囲内 : 白
- 許容値内 : 黄
- 範囲外 : 赤

令和4年産小麦粗蛋白含量分析結果

〇〇 〇〇 様

あなたが出荷された令和4年産小麦の平均粗蛋白含量は 10.0% で、
基準値範囲内となっており(基準値を下回って)(許容値を下回って)(基準値を上回って)
許容値を上回って)しています。

《小麦の品質評価適正蛋白含量》

| 基準値 | 許容値 |
|-----------|-----------|
| 9.7~11.3% | 8.0~13.0% |

※「ふくほのか」は低アミロース品種のため上記許容値になります。
通常の日本産小麦の許容値は8.5%以上12.5%以下です。

なお、この用紙は以下のとおり色分けされています。

| 粗蛋白含量 | ～7.9% | 8.0～9.6% | 9.7～11.3% | 11.4～13.0% | 13.1%～ |
|-------|-------|----------|-----------|------------|--------|
| 色 | 赤 | 黄 | 白 | 黄 | 赤 |
| 分類 | 範囲外 | 許容値内 | 基準値範囲 | 許容値内 | 範囲外 |
| 令和4年産 | 4.2% | 52.1% | 36.2% | 6.8% | 0.6% |
| 令和3年産 | 4.7% | 51.3% | 40.3% | 3.7% | 0.0% |
| 令和2年産 | 25.2% | 68.2% | 6.6% | 0.0% | 0.0% |

《粗蛋白含量10%を目指しましょう!!》

岡山県産小麦は粗蛋白含量が低い傾向にあり、実需者からは粗蛋白含量の向上を強く求められています。麦生産者の経営安定と所得向上をはかるためには、これまで以上に良質麦の栽培に努めていく必要がありますので、下記の事項に気をつけた栽培をお願いします。

○技術対策

| 技術対策 | 留意事項 |
|-------|--|
| 排水対策 | ほ場の土壌条件に合わせた暗渠、ほ場周囲の溝上げ、排水溝(明きよ)などの事前対策を徹底する。 栽培期間中も排水溝の点検補修を行い、降雨後の地表水を速やかに排除する。 |
| 適期播種 | 適期は11月中旬～11月下旬。雨が続いて土壌水分が高い場合は、無理に播かず、多少播種時期が遅れても、土壌水分が低下するのを待って播種する。 |
| 施肥 | 遅まきなどで分けつ期の生育が不足する場合は、早めに施肥を行い回復をはかる。 穂肥は幼穂を確認し、生育状況を見ながら適正量を施用する。 粗蛋白含量向上の為、出穂10日後に実肥を施用する。 |
| 病害虫防除 | 赤かび病の防除として、開花始めから開花最盛期に散布する。多発時には7～10日後に追加散布を行う。 |

※地域や天候などにより条件は大きく異なりますので、必ず普及指導センターやJA等と十分相談しましょう。

1869121

② 荷受ごとの明細書（抜粋）

〇〇 〇〇 様

| 荷受月日 | 荷受NO | 荷受重量 | 荷受水分 | 粗蛋白含量 |
|------------|------|---------|------|-------|
| 2022/06/06 | 7011 | 1,281.4 | 20.2 | 10.04 |
| 2022/06/06 | 8017 | 485.6 | 19.6 | 10.04 |
| 2022/06/07 | 7103 | 745.2 | 23.0 | 11.42 |
| 2022/06/07 | 8072 | 948.8 | 25.6 | 10.70 |
| 2022/06/07 | 9022 | 870.5 | 26.2 | 10.36 |
| 2022/06/07 | 9030 | 1,381.0 | 27.6 | 10.88 |

荷受ごとの重量、荷受水分、粗タンパク含量を記した明細書を左の分析結果と一緒に生産者に通知。

分類に応じてメッセージを変え、品質に応じた適切な肥培管理を生産者に促す。

○許容値範囲内の場合

許容値内の蛋白含量ではありますが、実需者からは蛋白含量10%以上を強く求められていますので、適正な実肥の施肥等、更なる良質麦の栽培に努めていただきますようお願いいたします。

○範囲外の場合

2年連続で赤紙(蛋白含量7.9%以下の範囲外)となった場合は、次年度の小麦作付をご遠慮いただく場合がありますので、適正な実肥の施肥等、蛋白含量向上に向けた栽培をお願いします。

「範囲外」が2年連続と営農指導員が重点的に訪問し栽培指導を実施。

- 平成25年10月に設立され、福岡県で硬質小麦を作っている13JA・生産者から成る組織
- パン用小麦「ミナミノカオリ」、ラーメン用小麦「ちくしW2号（通称「ラー麦」、福岡県独自品種）」を栽培
- 実需者から強く求められている「タンパク質含有率12%以上達成」を目標に掲げ、品質向上にむけた取組を実施。

（主な取組内容）

- ・硬質麦栽培手順書はじめ、JA毎に「麦栽培暦」を作成
- ・各種研修会の実施（排水対策、土づくり、中間管理作業、穂揃い期追肥、実需者との意見交換会）
- ・栽培履歴および生産者別品質分析により、生産者リストを作成し、各生産者へフィードバック
（一部JAでは、低品質が続く生産者に対し、麦種転換や他作物への転換を依頼）

構成

- ・平成25年10月設立
- ・全13JAで編成
- ・会長：JA直鞍 遠藤幸男



品質向上にむけた取組

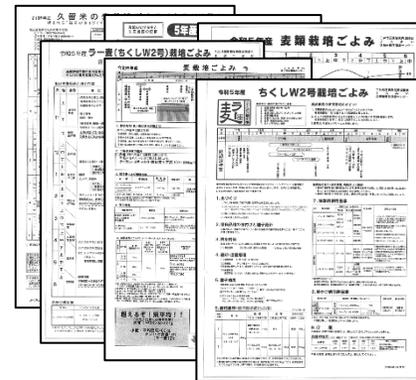
- ・硬質麦栽培手順書の配布

硬質麦栽培手順書(ミナミノカオリ・ちくしW2号)
穂揃い期追肥は必須！12.0%以下は商品になりません！
実需者はタンパク質含有率の向上を求めています！（目標12.0%以上）

1. 播種期 播種期11月20日～30日
2. 排水対策 排水対策は必須！12.0%以上達成するため、必ず排水対策を実施しよう。
3. 中間管理 中間管理は必須！12.0%以上達成するため、必ず中間管理を実施しよう。
4. 穂揃い期追肥 穂揃い期追肥は必須！12.0%以上達成するため、必ず穂揃い期追肥を実施しよう。
5. 収穫期 収穫期は必須！12.0%以上達成するため、必ず収穫期を実施しよう。

| | | |
|-------|-------|------|
| 11.7% | 10.3% | 9.6% |
|-------|-------|------|

- ・県、研究機関、実需者等と連携し、JA毎に「麦栽培暦」を作成



栽培品種

- ・ミナミノカオリ
パン用小麦、1,945ha (R5)
- ・ちくしW2号
(通称：ラー麦)
ラーメン用小麦、1,737ha (R5)



※作付面積は第29回福岡県民間流通地方連絡協議会（小麦）資料より令和5年産実績値

- ・生産者ごとに品質分析を実施、栽培履歴と照らし合わせ、営農指導

| | | |
|----|-------|-----|
| A氏 | タンパク質 | 10% |
| B氏 | タンパク質 | 12% |
| C氏 | タンパク質 | 13% |
| D氏 | タンパク質 | 9% |
| | | ... |



JAによっては低成績者に対し、麦種転換や他作物への転換を依頼することも…！

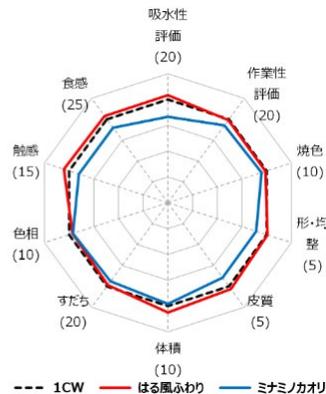
- ・各種研修会の実施
（排水対策、土づくり、中間管理作業、穂揃い期追肥、実需者との意見交換会 など）



- 佐賀県産小麦「はる風ふわり」を100%使用した「はる風ふわりブレッド」を販売 (R5/5/1~)
 - 佐賀県産の小麦「はる風ふわり」を、理研農産化工（佐賀工場・佐賀市）が小麦粉に製粉し、リョーユーパン（佐賀工場・神埼市）で「はる風ふわりブレッド」を製造
- 従来、佐賀県ではパン用小麦品種として「ミナミノカオリ」を作付けていたが、穂発芽が発生しやすく、タンパク値も上がりづらかった
 - 県、JAさが、農研機構、理研農産化工が協同し、「はる風ふわり」の試験栽培を実施
 - 穂発芽耐性に優れ、製パン性も高品質の輸入小麦（カナダ産1CW）並みに優れていることが判明
 - 「ミナミノカオリ」に代わるパン用小麦品種として普及開始（佐賀県において、2020年産より産地品種銘柄に設定、2020年度に奨励品種に採用）
- 実需者の要望「タンパク質含有率の確保」を受けて、県とJAさがが協同して栽培マニュアルを作成。特に、製パンにおける高タンパクの必要性やそのための「穂揃期追肥」について、強調されている。

はる風ふわりの特性

- ・穂発芽耐性は“中”で「ミナミノカオリ」より優れる。
- ・子実のタンパク質含量は「ミナミノカオリ」より約0.5%高い。
- ・「ミナミノカオリ」より出穂期は2～3日、成熟期は4日早い。



▲「はる風ふわり」の製パン評価
 (「はる風ふわり」と「ミナミノカオリ」は農研機構九州沖縄農業研究センターの収穫物、2015～2020年産の試験の平均)

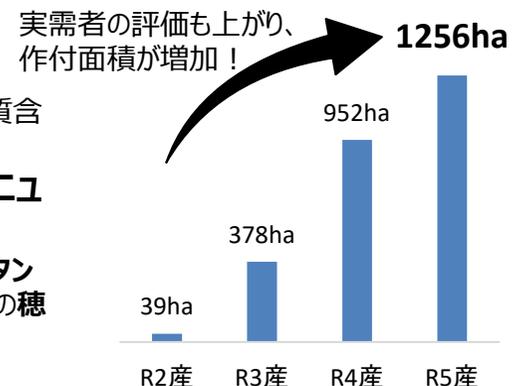
連携体制



品質向上にむけた取組



実需者の要望「タンパク質含有率の確保」を受け、**県と協同で栽培マニュアルを作成。**
 特に、製パンにおける高タンパクの必要性やそのための穂揃期追肥について強調。



▲JAさが管内における「はる風ふわり」作付面積

＜地域産業活性化分野＞

(6) 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施農産物【令和5年度措置】

6 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施

農林水産省は、生産性向上や品質の高位安定化などの国産小麦の競争力強化及び国産小麦の需要拡大に資するため、農産物検査に関して、生産者や実需者など様々な関係者の意見や事例の収集・分析を行うとともに、品種特性を踏まえた検査時の留意点を検査実施機関に周知する仕組みづくりを含めた、必要な措置を講ずる。

規制改革推進に関する答申(令和5年6月1日 規制改革推進会議(抜粋))

(6) 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施【令和5年度措置】

＜基本的考え方＞

我が国における小麦の生産は国内需要量の1～2割であるが、地球規模での気候変動の影響による食料生産の不安定化や食料・飼料需要の拡大、また、ロシアによるウクライナ侵攻等により、国産小麦に対する注目が高まっており、外国産に引けを取らない品質を持つ品種の開発や消費者の国産志向の高まりを受け、地域の食文化のブランド化と結び付けた取組など、国産小麦を活用する取組が広がり始めており、今後更なる拡大が期待されている。

一方で、収穫期が梅雨の時期に当たり、単収や品質の年次変動が大きいこと、供給量と品質の安定化が、国産小麦の競争力強化と需要拡大に向けた課題となっている。そのため、生産面では作付けの団地化や営農技術の導入、流通面では安定供給に向けたストックセンターの整備、消費面では国産小麦を使った新商品開発など、生産から消費までハードとソフトの両面から総合的に支援し、国産への代替を促進するための取組が進められている。

国産小麦は、需要に応じた生産を計画的に促進するため、播種前に生産者と需要者の間で取引数量・取引価格について契約を結び、収穫後に農産物検査における品質の格付を行った結果を踏まえて取引を行っているが、小麦は産地によって、検査実施機関の知識や経験値に差が生じているのではないかとの声がある。また、新品種の作付けが増加する中で、検査実施機関が品種の特性を的確に把握できておらず、農産物検査の格付にバラつきが生じているのではないかと懸念も生じている。国産小麦の振興を着実に進めるためには、生産者の生産意欲を阻害し、実需者が求める品質等を実現できる品種への転換を妨げる事態を招きかねない、こうした農産物検査における課題に対して、消費者の国産志向を受けたニーズや、毎年の収量や品質の変動、DXや機械化を含む国内外の情勢等も踏まえて、生産者・実需者、有識者など幅広い関係者から意見や事例を収集・分析していくなど、的確に対処していくべきである。

こうした国産小麦の需要拡大に向けた好循環の取組をうまく軌道に乗せていくため、生産者の技術向上と実需者の要望をうまくつなぎ合わせ、国産小麦の生産拡大や品質向上につながる環境を整備することが重要である。その一環として、農産物検査において、検査実施機関の経験や知識だけでなく、生産者・実需者や有識者など様々な関係者から広く意見や事例を集約して検査時に活用する取組や、新品種など品種の特性を機動的に把握して適正に検査に反映するための仕組み作り等を行うことが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

農林水産省は、生産性向上や品質の高位安定化などの国産小麦の競争力強化及び国産小麦の需要拡大に資するため、農産物検査に関して、生産者や実需者など様々な関係者の意見や事例の収集・分析を行うとともに、品種特性を踏まえた検査時の留意点を検査実施機関に周知する仕組み作りを含めた、必要な措置を講ずる。